

発議第7号

多可町一日ひと褒め条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

平成30年12月26日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 笹倉政芳

多可町一日ひと褒め条例

平成 年 月 日

条例第 号

情報通信技術の発達により生活は便利になった。特に情報伝達においては、SNSの普及により瞬時にして情報が世界を駆け巡る時代である。

しかしながら、コミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するはずの技術が、匿名のまま他人を批判、傷つけることができる時代にもなった。

人と人が言葉を交わすことは、心と心を通わすことでもある。褒める言葉や感謝の言葉は、人々により一層寛容な心を養い、元気な社会づくりに大きく寄与できる。

よって、敬老の日発祥のまち多可町は、住民、事業所、町が協働して元気で明るく心豊かで「ありがとう」があふれるまちづくりを目指し、ここに一日ひと褒め条例（以下「条例」という。）を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、一日に一度は人を褒めるまたは感謝の気持ちを伝えることにより、互いの心を尊重し、明るく前向きな活力ある社会を築くことを目的とする。

（住民等の役割）

第2条 住民、町内事業所に勤務する者及び町内の学校に通う児童生徒（以下「住民等」という。）は、他の人の良い言動や成果を見つけ出し、感謝の気持ちを素直に伝えるとともに、積極的に称賛することに努めるものとする。

（事業所の役割）

第3条 事業所は、経営者及び従業員が積極的に互いにコミュニケーションを図り、風通しの良い職場をつくるとともに、職場環境の改善につながる言動等に対し、称賛することに努めるものとする。

（町の役割）

第4条 町は、目的を達成するため、褒める言葉、感謝の気持ちを伝える住民等及び事業所の取り組みを支援するとともに、意識の啓発、啓蒙に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。